

焼津魚市場改善改革チーム設置要領

第1 目的

焼津魚市場における「冷凍カツオ窃盗事件」を受け、現在、「再発防止委員会」において、様々な角度から再発防止策を検討している。

このような中、開設者であり卸売業者である焼津漁業協同組合が、自らの意志で改善改革を進める必要がある。日常業務を見直し、その中で公正で効率の高い市場運営を確立し、内外から評価され、選ばれる魚市場に再生しなければならない。

以上を踏まえ、組合内に「焼津魚市場改善改革チーム」を設置し、信頼される魚市場の再構築を進めていく。

第2 検討事項

- ①人材確保と人材育成
- ②水揚げの効率化・高度化
- ③弾力水揚げの拡大
- ④契約方法の透明性の確保（セリ等の効率化）
- ⑤市場運営の透明化（船主及び仲買人との関係強化）
- ⑥市場業務のルール化（職員配置）

必要に応じ委員の総意により追加等を行う。

第3 チームメンバー等

- 1 チームメンバーは、別紙に掲げる者をもって構成する。
- 2 チームに有識者を置く。有識者は、検討内容の報告を受け助言等を行う。
- 3 メンバーの任期は、「第2 検討事項」に関する検討が終了するまでの当分の間とする。

第4 チーム長等

- 1 チームに長を置き、市場担当理事が就く。
- 2 チーム長は、チームを総括し、チームを代表する。
- 3 チーム長に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

第5 運営

- 1 チーム長は、チームを招集し、開催する。
- 2 チームは、メンバーの過半数の出席をもって成立する。
- 3 チームにアドバイザーを置くことができる。その他必要があると認めたときは、チーム長は、メンバー以外の者にチームへの出席を求め意見等を求めることとする。

第6 報告等

チームにおける検討は、随時、組合長に報告し、組合長は、検討事項に対し助言するとともに実施に向け配慮する。また、必要に応じ関係者等に情報を公開する。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要事項は、チーム長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月22日から施行する。